

東久留米市第三次環境基本計画

東久留米市地球温暖化対策実行計画

「区域施策編」

(骨子案)

令和●年●月 策定

東久留米市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について	3
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の対象とする温室効果ガス	4
第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策	5
第1節 地球温暖化とその原因	5
第2節 地球温暖化の影響と対策	9
第3章 東久留米市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状	11
第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標	13
第1節 目指すべき将来像	13
第2節 温室効果ガス削減目標	14
第1項 東久留米市の温室効果ガス削減目標	14
第2項 対策と削減ポテンシャルの推計	15
第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組	20
第1節 環境基本計画における個別方針と施策	20
第1項 計画の体系	20
第2節 環境基本計画における個別方針と施策の方向、及び施策	21
第6章 計画の推進と評価	37
第1項 推進体制と進行管理	37
第2項 点検・評価	39

資料編

削減対策と削減効果の詳細

第1章 計画の策定にあたって

1-1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

近年、地球温暖化の進行による気候変動は、今や私たちの生活に大きな影響を与えています。集中豪雨や大型台風、記録的な猛暑等の気象災害、熱中症等の健康被害、陸上や海の生態系の変化等、世界的に深刻な影響を引き起こしており、国や地域を超えた地球温暖化対策に関する動きが加速しています。

2015年、第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが掲げられました。

2020年10月、日本においては、2050年までに温室効果ガス（GHG）の排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表されました。また、2025年2月に決定された地球温暖化対策計画では、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減すること」を目指すこととしています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（「以下「地球温暖化対策推進法」とする。」）において、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画（地方公共団体実行計画「区域施策編」）を策定することが義務付けられており、その他の市町村についても、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められています。

本市では、豊かな環境を次世代につなげて行くとして、環境基本計画やゼロカーボンシティ宣言などで地球環境問題への取り組みを進めてきました。こうした様々な動向を踏まえ、第三次環境基本計画の策定に合わせて、東久留米市全体の温室効果ガス削減目標と、市を構成する市民・事業者・行政が取り組む施策を示す「地球温暖化対策実行計画「区域施策編」」を新たに策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、東久留米市環境基本計画の基本方針2の個別方針5に基づく地球温暖化対策を一体的に推進する実行計画です。尚、本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく計画として位置づけられます。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、「東久留米市第三次環境基本計画」に準じて令和 8（2026）年度から令和 14（2032）年度までの 7 年間とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

〈計画の期間〉

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
環境基本計画	第 2 次					第 3 次計画									
地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）						第 1 次計画									
地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）	第 3 次	第 4 次計画													

1-4 計画の対象とする温室効果ガス

本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条に定められた温室効果ガスのうち、CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）及び HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）の 4 種類のガスとします（表 1）。なお、PFCs（パーフルオロカーボン類）、SF₆（六フッ化硫黄）及び NF₃（三フッ化窒素）については、ほかのガスと比較して国内全体における排出量が微量であり、市域における排出がほとんどないと見込まれることから、本計画においては取り扱わないこととします。

表 1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた温室効果ガス一覧

種類	主な用途・発生源	地球温暖化係数 ^{注)}
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼など	1
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	28
一酸化二窒素（N ₂ O）	化石燃料の燃焼、工業プロセスなど	265
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	エアコンや冷蔵庫などの冷媒、スプレー、断熱材、化学物質の製造プロセスなど	1,300 (HFC134a)
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体・液晶の製造プロセスなど	6,630 (PFC14)
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体、半導体・液晶の製造プロセスなど	23,500
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体・液晶の製造プロセスなど	16,100

注) 温室効果ガスの温暖化に及ぼす影響を、CO₂を 1 として CO₂に対する比率で示した係数です。国内で使用されている係数は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の 2007 年の報告書で示されたものです。2021 年の報告ではフロン類などで引き上げられ、また、2024 年の報告でも、科学的知見に基づき、全体的に見直しが行われました。

第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策

2-1 地球温暖化とその原因

日本全国で「猛暑日（最高気温が35℃以上の日）」日数が増え、それ自体が珍しくなくなるどころか（図1）、観測史上最も暑い夏や春、そして観測史上最大豪雨の更新が進んでいます。2023年、全世界が著しい気温上昇に見舞われ、この傾向は24年にも続き、25年も非常に暑い夏を迎えています（図2）。熱中症や豪雨災害および気象災害による直接的な命のリスクだけではなく、気候の変化により、これまでのような生産活動や収量が確保できない、食料供給（農業だけではなく海洋資源も）のリスクも高まっています。

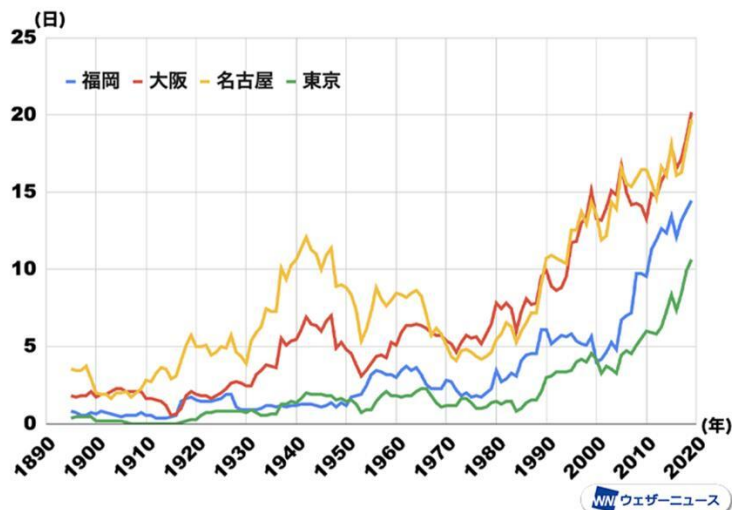


図1 猛暑日日数の推移（11年移動平均）

出典：ウェザーニュースホームページ

<https://weathernews.jp/news/202412/200195/images/?n=003>

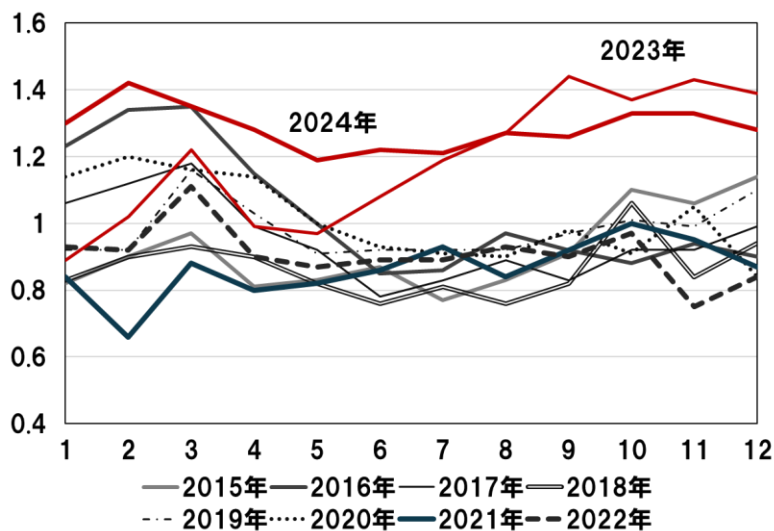


図2 2023-2024年の夏の世界的な以上高温

出典：NOAA データより堀尾正鞠氏（東京農工大学名誉教授）作成

この世界的な気温上昇や気候変化の原因は「地球温暖化」です。地球は大気に覆われており、大気中には温室効果ガス（主に二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）など）が含まれています。地球は、大気中の温室効果ガスのおかげで、太陽から降り注ぐ日射のエネルギーを全て反射し再び放出することなく、一部が温室効果ガスにより吸収されて地表をあたため、平均気温 14°C と、生物が生息できる環境が保たれてきました。もし温室効果ガスがなかったら、地球の表面の平均温度は約 -19°C になるそうです（図3）。そのため、地球の温度は、約1万年前から、ほぼこの温度に保たれてきました。しかし、18世紀の産業革命以降、大気中の温室効果ガスが増加してきています（図4）。特にそのうち影響が大きいのは、 CO_2 の濃度上昇で、近年我々がたくさん使うようになった化石燃料（石炭、石油、天然ガス）の消費によるものだと理解されています。

温室効果ガスが増加すると、なぜ地球温暖化や気候の変化につながるのでしょうか。それを理解するには、「地球の熱収支（「地球に入る熱」と「地球から出ていく熱」）」計算をする必要があります。地表にある熱は、太陽から放射された熱エネルギー（太陽放射）からもたらされます。太陽から地球に入ってきたエネルギーのほとんどはまず、地表面に吸収されて熱に変わります。そして、温められた地表面から熱が「赤外線（熱を伝える電磁波）」として放出されます。温室効果ガスは、この地表からの熱（赤外線）を吸収する性質をもっています。そのため、温室効果ガスの濃度が高くなると、より多くの熱を吸収することができるようになるのです。また、温室効果ガスに吸収された熱（赤外線）は、再び赤外線として放出されるのですが、その一部は地表面に向かって戻ります。温室効果ガスの濃度が高くなり、より多くの熱が吸収されるようになると、当然放出され地表面に向かって戻る熱（赤外線）も多くなりますので、その熱が地表面をあたため、地表面温度が上昇することになるのです（図3、図4）。このように今、温室効果ガスの濃度が高まることにより、地球の熱収支、すなわち「太陽から地球に入る熱」と「地球から宇宙に出ていく熱」の収支（差）を計算すると、地球に入り残る熱、すなわち地球をあたため続ける熱の量が多くなってきていることが観測されています。地球の表面温度が上昇することは、すべての気象現象にも影響してきます。そのため、世界で異常気象や気象災害が多く発生するようになっているのです（図5）。地球温暖化に伴う気象現象への影響は「気候変動」と呼ばれていましたが、被害が甚大で人類にとって危機的になってきていることから、今では「気候危機」と呼ばれるようになっています。

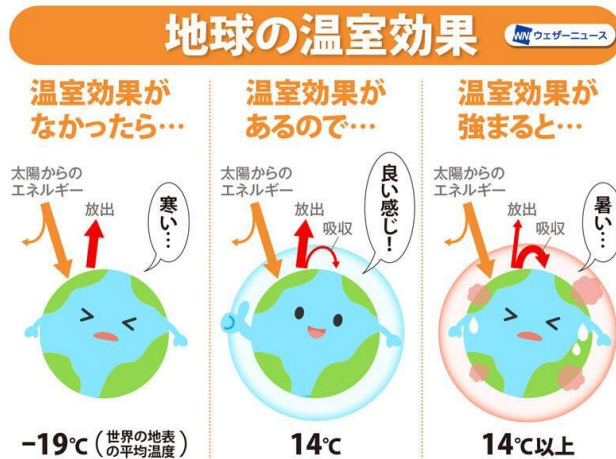


図3 地球の温室効果と地球温暖化

出典：ウェザーニュースホームページ

<https://weathernews.jp/news/202406/180235/images/?n=003>

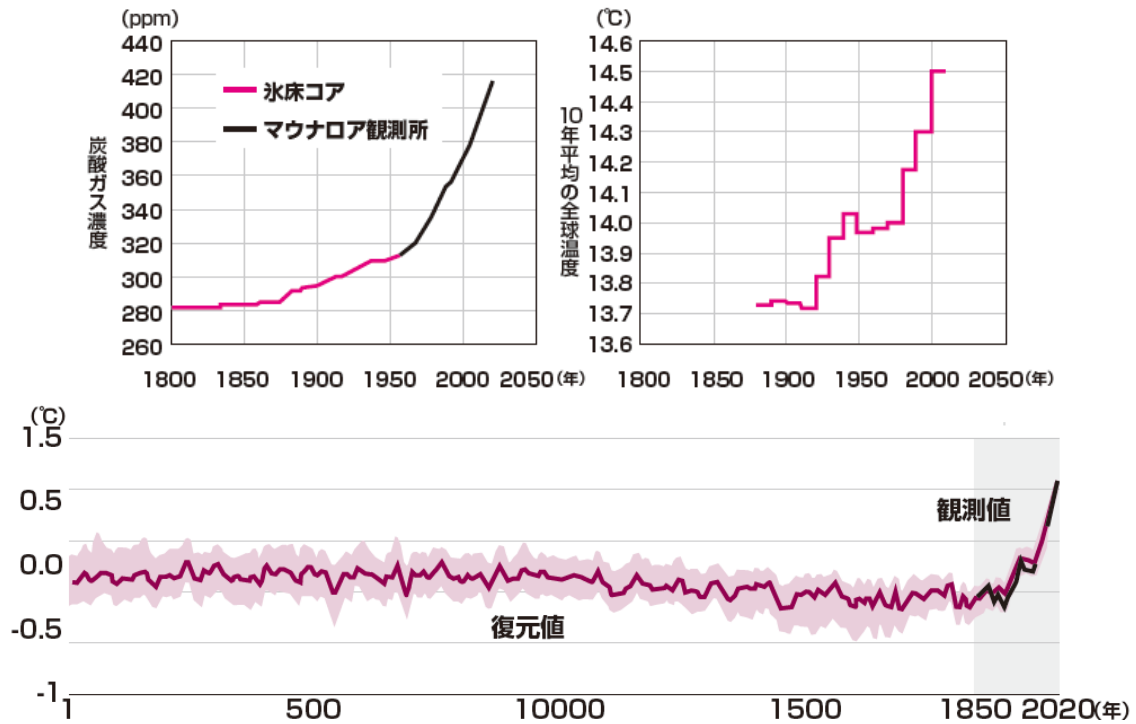


図4 二酸化炭素濃度と地球表面温度の推移

(上図：観測値、下図：西暦1年からの世界平均気温の変化)

出典：江守正多（2023）「地球温暖化とは」（共生エネルギー社会実装研究所『脱炭素の論点 2025-2026』旬報社）

注）西暦2年からの世界平均気温の変化は、1850-1900年の平均を基準とした変化。過去は氷床のデータにもとづく復元値。近年（1850年以降）については直接観測値。

元出典：IPCC WG1 AR6 政策決定者向要約

([https:// www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/figures/IPCC_AR6_WGI_SPM_Figure_1.png](https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/figures/IPCC_AR6_WGI_SPM_Figure_1.png))

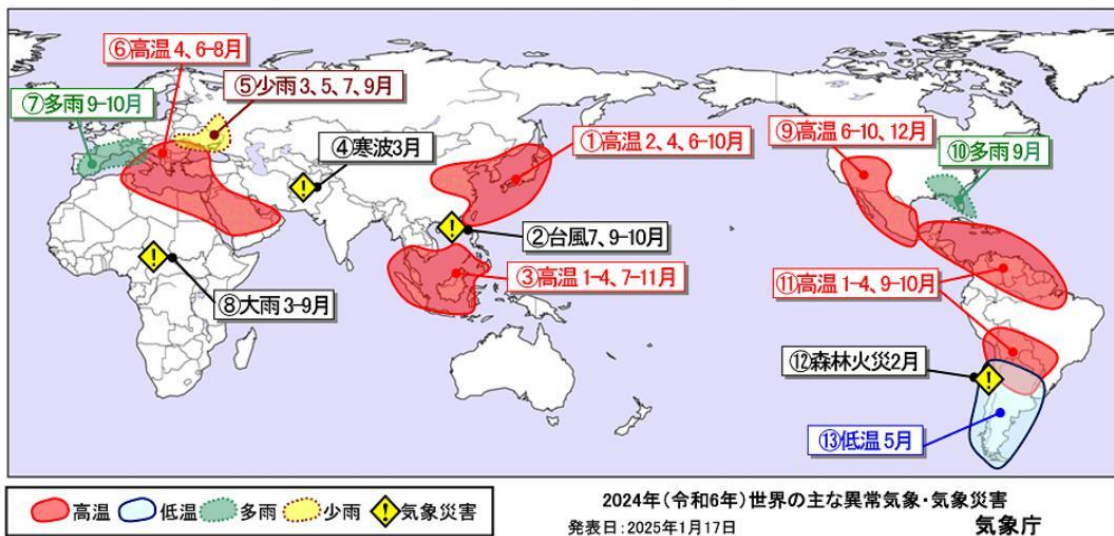
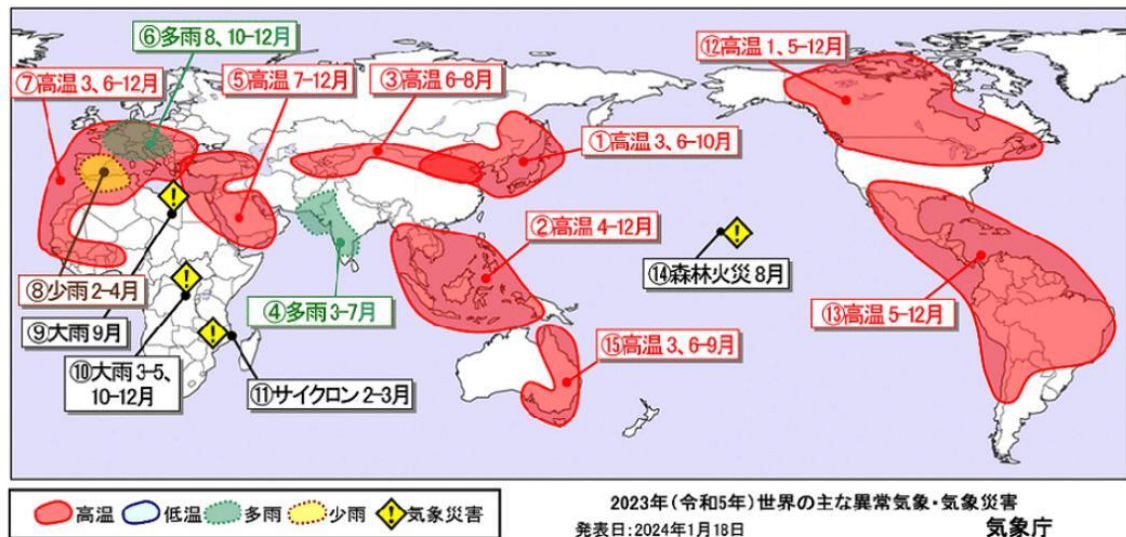


図5 2023年(上)、2024年(下)の世界の主な異常気象・気象災害

出典: 気象庁ホームページ

https://www.data.jma.go.jp/cpd/monitor/annual/annual_2024.html

2-2 地球温暖化の影響と対策

化石燃料消費による二酸化炭素など、大気中の温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化と気候変動の深刻な影響については、科学的には古くから予見されてきました。世界的な環境問題への危機意識の高まりのなかで、1988年には気候変動問題にかかわる科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行い報告書として発表する組織であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が、WMO（世界気象機構）とUNEP（国連環境計画）により設立されました。IPCCは独自の研究を行うのではなく、世界中の専門家が発表した学術論文等の科学的知見にもとづいて評価を行います。これまでに6回の報告書を提出していますが、その6回目の報告書である、2021年のIPCC第1作業部会の報告『気候変動 - 自然科学的根拠』で、地球温暖化の「人為要因は疑う余地はない」と結論付けました。また、その評価報告書には、科学的な将来の影響評価と予測も含まれます。気候変動は人類が経験したことのない問題であり、対策を考えるうえで、その影響評価や予測が不可欠だからです。IPCC報告書がとりまとめる地球温暖化の状況とその影響の深刻さと、対策の喫緊性は、近年になればなるほど高まってきており、IPCC第4次評価報告書を受けて行われた、2010年の第16回気候変動枠条約の締結国会議（COP16）では、産業革命前からの気温上昇を2℃に抑えることを合意し（カンクン合意）、2015年には2℃を十分下回り、1.5℃に抑える努力をする」ことを目標とするパリ協定が採択されました。

図6は、IPCC第6次報告書で示された、ありうる将来シナリオに対応して求めた、これからの気温上昇予測です。現在のように、地域間紛争を解決できずに推移する「地域対立で混乱」シナリオでは、2050年以降、気温の上昇を止めることができなくなり、人間生活はもとより、地球生態系を危険な領域に追い込むことになります。また、各国が2022年に表明した2030年の削減目標を実現するだけでは、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロという目標には到底到達しないこともわかります。

日本では、2020年10月26日の菅内閣総理大臣（当時）の所信表明演説において、2050年にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出と吸収でネットゼロを意味する概念）を目指すことが宣言されました。それを受けて、自治体でも2050年カーボンニュートラル宣言が急速に広がり、東久留米市も2023年3月1日に「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を発表しています。その背景には、IPCCが2018年に発表した、地球の平均気温の1.5℃の気温上昇がもたらす影響は十分深刻で、1.5℃の上昇を抑えるためには2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとする必要を指摘した「1.5℃報告書」が公表されたことがありました。その報告書を受けてグラスゴーで開催されたCOP28では、パリ協定による第1回進捗状況報告をふまえ、2030年までに再生可能エネルギーの設備容量を3倍にし、エネルギー効率を2倍に高め、化石燃料からの脱却の時代へと踏み出すことなどが合意されました。

このように、再生可能エネルギーを増やし、エネルギー効率を高めることで省エネルギーを図り、化石燃料から脱却することが、2050年カーボンニュートラルを実現するための対策の柱であり、世界的共通認識です。

1850-1900年の
平均気温からの上昇幅

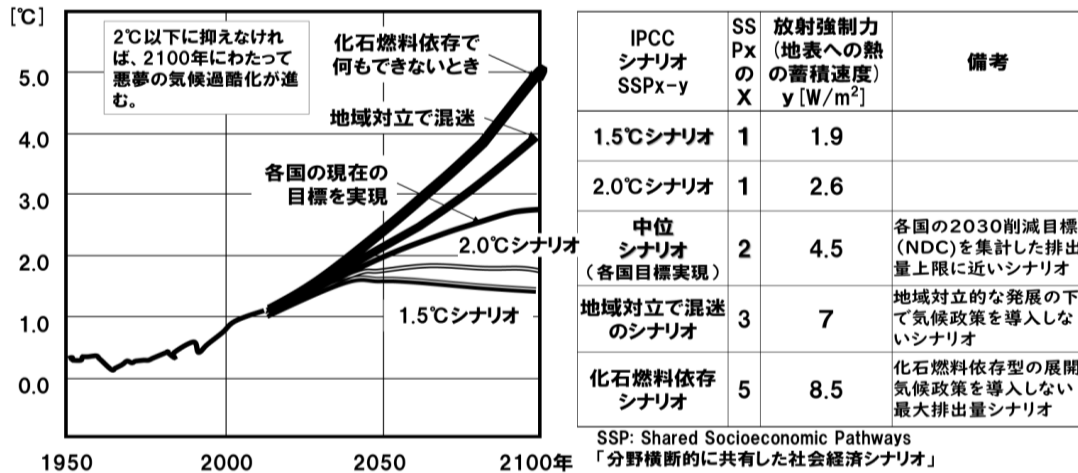


図6 気温はこれからどこまで上がってしまうのか

出典：堀尾正毅（2023）「序章「気候危機」と「脱炭素」総論」
（共生エネルギー社会実装研究所『脱炭素の論点 2025-2026』旬報社）

第3章 東久留米市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状

東久留米市の温室効果ガス排出量の推移を示します。図7は二酸化炭素(CO₂)の部門別の排出量の推移で、2014年頃から全部門において、削減の傾向が続いています。図8は、ガス種別毎の温室効果ガス排出量の推移です。東久留米市の排出量の内訳のほとんどは二酸化炭素(CO₂)で、2014年以降は後述の理由で減少傾向です。フロン類の一つであるHFCs(ハイドロフルオロカーボン)はエアコンなどの冷媒用途で排出が増加、2022年は前年比減少しました。フロンの減少は全国の冷媒起源HFC排出量と同じ傾向です。

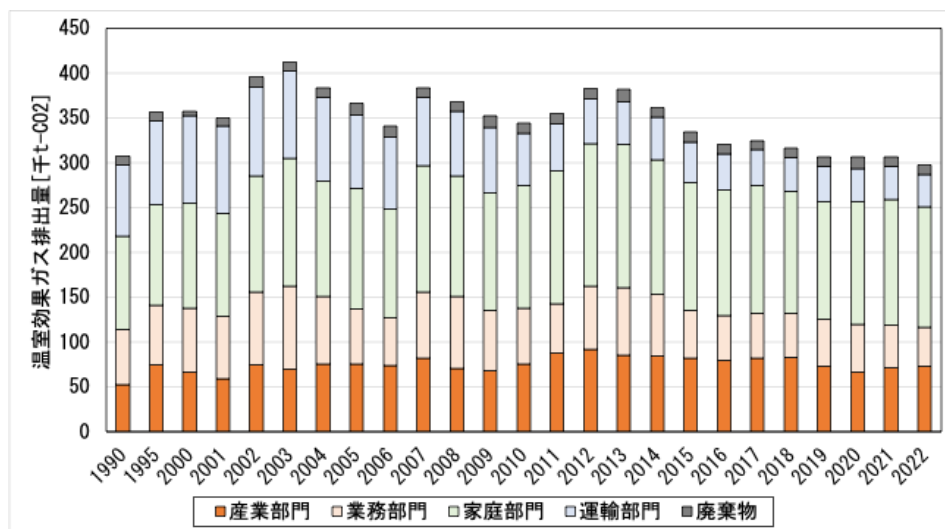


図7 東久留米市の二酸化炭素排出量推移

出典：オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2022年度）」

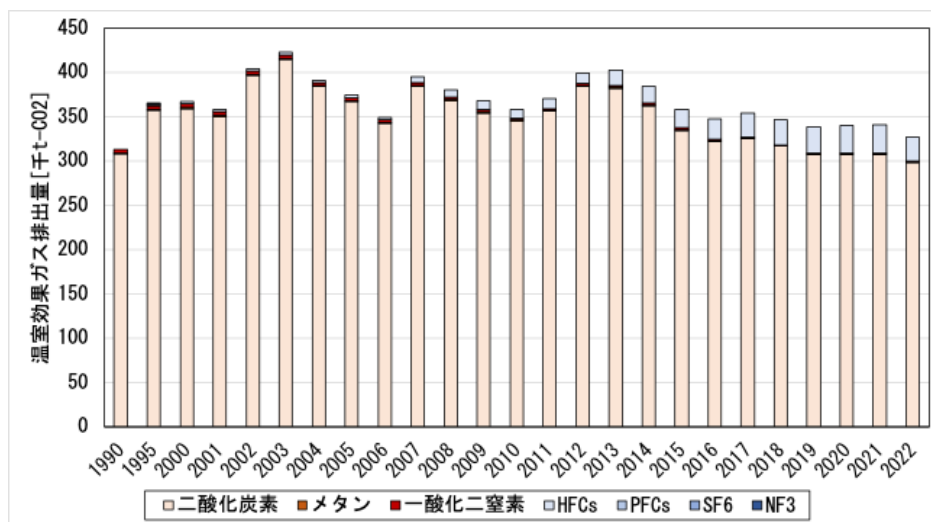


図8 東久留米市の温室効果ガス排出量推移

出典：オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2022年度）」

地域の温室効果ガス削減の背景として、CO₂排出量では省エネの進展、もう一つは電力で地域の再生可能エネルギー割合の増加と購入再生可能エネルギー割合増加で、電力消費量あたりCO₂排出量の減少があります。図9に東久留米市での再生可能エネルギー発電量を示します。太陽光発電と、廃棄物発電のうち再生可能エネルギー電力で、太陽光発電に増加傾向が見られます。東久留米市では廃棄物発電の一部を市役所で使用しています。ただし全体に占める地域の再生可能エネルギー電力の割合はまだ一部です。

今後も対策を進めていく必要があります。

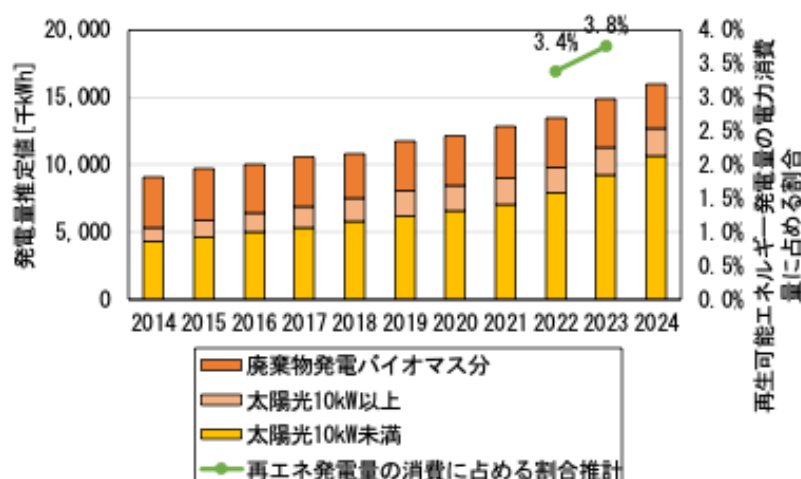


図9 東久留米市の太陽光発電設備容量、対電気使用量比再エネ導入量
(地域の総電力需要量に占める地域内発電電力量割合)

出典：資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度導入設備容量」、

同「電力調査統計」、調達価格等算定委員会「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」などより作成

注) 太陽光発電は東久留米市の発電量全体を設備容量に設備利用率をかけて推計した。廃棄物発電は柳泉園の発電量全体に可燃ごみの東久留米市割合をかけ東久留米市相当分排出量を試算、柳泉園廃棄物発電（プラスチック燃焼もあり）のバイオマス比率をかけてバイオマス発電分つまり再生可能エネルギー分を求めた。再エネ発電量の消費に占める割合は、電力調査統計の東久留米市消費量と、上記太陽光発電量推計値および廃棄物発電バイオマス分推計値の東久留米市相当分合計を比較した。

第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標

4-1 目指すべき将来像

第三次環境基本計画では将来の環境像を「水と緑地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち」東久留米“」として地球環境問題に取り組む姿勢を著わしています。

また、令和5年第1回市議会定例会の令和5年度施政方針の中で、市民、事業者、行政が一体となり、「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指す、「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました（図10）。

私たちが生まれ住むこの環境を次の世代にも引き継げるよう、様々な施策を推進して、市民・事業者・行政が一体となって「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指していきます。

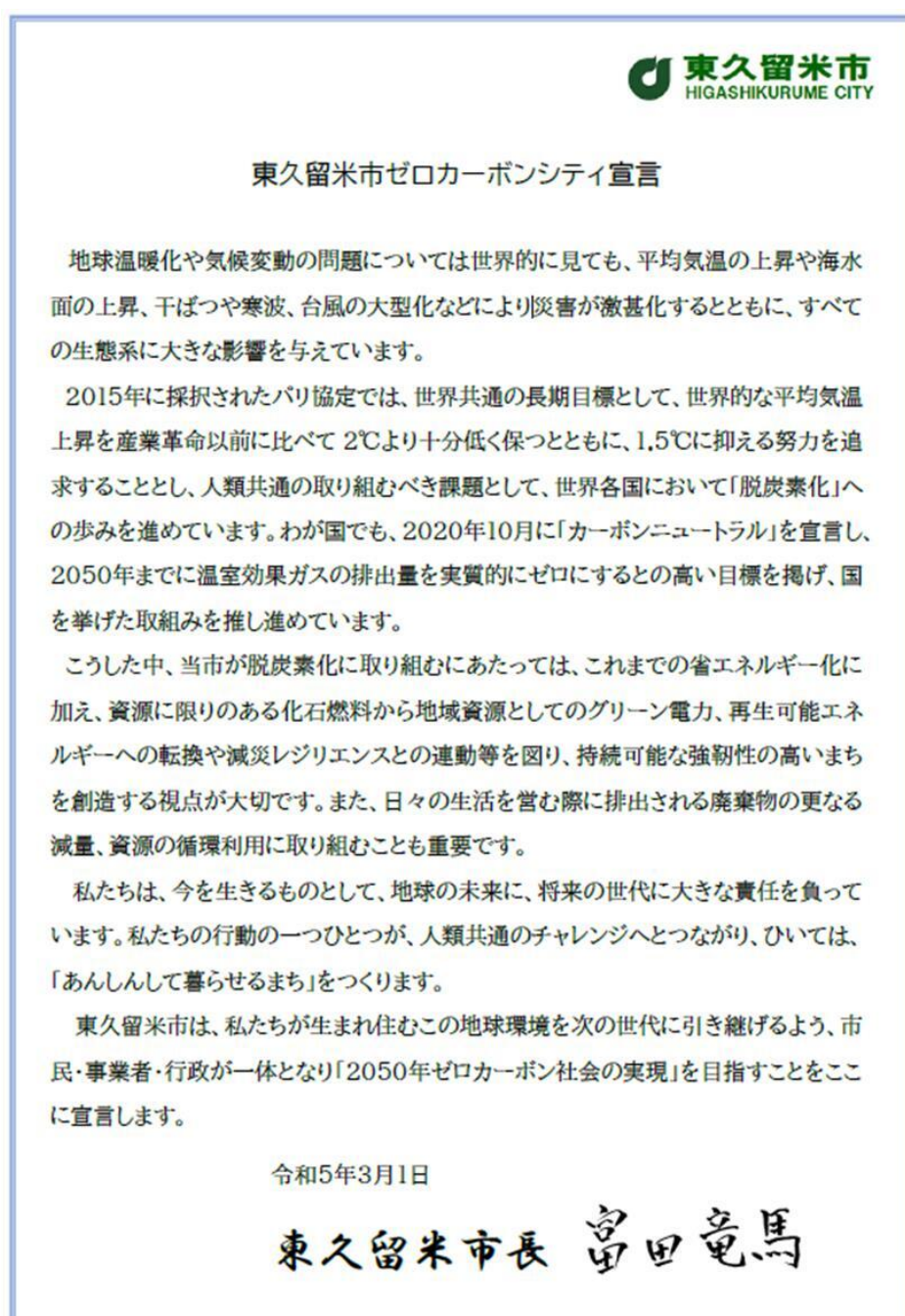


図10 東久留米市ゼロカーボンシティ宣言

4-2 温室効果ガス削減目標

東久留米市ゼロカーボン宣言で示されている「2050 年ゼロカーボン社会の実現」を目指し、持続可能なまちを創造するために、対策効果と経済性の両立を目指した目標と施策を計画することが求められます。

(1) 東久留米市の温室効果ガス削減目標

削減目標について、国では令和 7 年 2 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%削減、2050 年度の排出量ゼロを目標値に掲げています。

本市においては、国の計画と東久留米市の 2050 年ゼロカーボン社会の実現を目指して対策ポテンシャルを踏まえた目標を定めました。目標年度は 2050 年度カーボンニュートラルの実現を長期目標として、国の計画に合わせて、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030 年度とします。

また、本計画の推進に当たっては、東久留米市を構成する全ての人々が共通の目標に向かって主体的に行動していただく必要があります。その為に市民、事業者、行政が取り組むべき施策を第 5 章に掲げています。

東久留米市の温室効果ガス排出量削減目標

	基準年	実績	削減目標（2013 年度からの削減率）		
	2013 年度	2022 年度	2030 年度	2040 年度	2050 年度
本計画で目指す削減率 ^{注1)}	0 %	-18%	-55%	-80%以上	-100%
市の施策を実行しない場合 ^{注2)}		-18%	-34%	-46%	-73%

注 1) 地域で省エネ・再エネ努力（2030 年まで自主努力目標の半分）を行い、電力の二酸化炭素排出係数は現エネルギー基本計画に示された目標値（2030 年目標 0.25kg-CO₂/kWh）を達成した場合。

注 2) 東京都太陽光設置義務と、2030 年に小売電気事業者の旧目標（0.37kg-CO₂/kWh）、2040 年に 10 年遅れでエネルギー基本計画の 2030 年目標（0.25kg-CO₂/kWh）を達成しただけの場合。エネルギー基本計画に示された排出係数目標値（0.25kg-CO₂/kWh）達成のみで 45%削減達成、東京都太陽光義務化も加えると 46%削減。

(2) 対策と削減ポテンシャルの推計

①推計の対象

対象は東久留米市全域で活動する全ての市民・事業者・行政で、温室効果ガスの排出部門は、国の推計に合わせて、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門及び廃棄物部門の5分野とし、部門別に推計を行います。

表2 本計画の温室効果ガス排出量推計の対象となる部門

部門	概要
産業部門	最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを表現する部門をいいます。 なお、産業部門においては、工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。
家庭部門	最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門をいいます。家庭部門においては、自家用車や公共交通機関の利用など人・物の移動に利用したエネルギー源の消費は全て運輸部門に計上します。
業務部門	第三次産業(水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・行政機関など)の店舗や庁舎等において、事業所の内部で消費したエネルギー消費などを表現しています。 なお、事業所の内部のみで人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、事業所の外部での人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。
運輸部門	最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーを表現する部門をいいます。
廃棄物部門	家庭や事業者が排出する一般廃棄物の焼却処分に伴う温室効果ガスの排出量を対象とした部門をいいます。

②部門別の対策と削減ポテンシャルの推計

○対策の方向性

東久留米市の温室効果ガス大幅削減に向けて取り組める、主な対策は「省エネ対策」と「再生可能エネルギーの活用」です。

- ・ 省エネ対策

設備機器の更新時に省エネ設備や断熱建築、省エネ車を導入し、エネルギー消費の大幅な削減を図ります。

- ・ 再生可能エネルギーの活用

地域における再生可能エネルギーの利用を増やすため、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電所を地域で自らあるいは共同で設置、消費側で再エネ由来電力を選択し再エネ発電割合の高い小売電気事業者やメニューを選択します。

○推計の前提

- ・ 対策案は現在商業化済み及び商業化目前（例えば海外で商業化など）の省エネ技術を導入します。
- ・ 2030 年の電力の CO₂ 排出係数は国の第 6 次エネルギー基本計画の 2030 年目標 0.25kg- CO₂/kWh とします。
- ・ 森林吸収量については極めて小さいため、算定の対象としません。
- ・ 東久留米市の基礎データは統計東久留米令和 6 年度版他によります。

ア) 部門別の対策

い) 産業部門

<省エネ対策>

- ・ 更新時に省エネ設備を導入する。
- ・ 化石燃料設備を電化し、その際に省エネになるような設備を選択する。
- ・ 既存施設を省エネ改修する。

<再生可能エネルギーの活用>

- ・ 電気の再生可能エネルギーを図る。
- ・ 熱のままでは再生可能エネルギー化しにくいので電化して再エネ転換を図る。
- ・ 農業の一部（温室利用の一部）は太陽熱利用を図る。

対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂ 削減率推計：52%(地域の想定対策を全て実施すると 65%)

(対策のポイント)

産業部門においては、空調、機械設備で使用されている主要なエネルギー消費機器をエネルギー効率の高いヒートポンプやインバーターモーター等の省エネ設備・機器に更新することや電力排出係数の改善の推進、再生可能エネルギーの導入などが有効と考えられます。

ii) 業務部門

<省エネ対策>

- ・ 新築時に断熱建築を選択し、既存住宅においても窓改修などによる断熱改修を実施する。
- ・ 照明機器の LED 化をする。
- ・ 設備の更新時に冷暖房や給湯機、照明機器や OA 機器等の省エネ機器を導入する。
- ・ 化石燃料設備を電化し、この時に省エネとなるような設備の選択をする。

<再生可能エネルギーの活用>

- ・ 購入電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替える。
- ・ 施設や駐車場の屋根部分に太陽光発電の設置をする。
- ・ 熱を太陽熱由来のものにする、あるいは電化して再生可能エネルギー転換する。

対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂ 削減率推計：71%(地域の想定対策を全て実施すると 81%)

(対策のポイント)

業務部門においては、LED 等の高効率照明や最新の冷暖房機等のエネルギー効率の高い省エネ設備の導入や電力排出係数の改善の推進に加えて、建物の断熱化や再生可能エネルギーの導入が有効と考えられます。

iii) 家庭部門

<省エネ対策>

- ・ 新築時に断熱建築を選択し、既存住宅においても窓改修などによる断熱改修を実施する。
- ・ 照明機器の LED 化をする。
- ・ 設備の更新時に冷暖房や給湯機、照明機器や OA 機器等の省エネ機器を導入する。
- ・ 化石燃料設備を電化し、この時に省エネとなるような設備の選択をする。

<再生可能エネルギーの活用>

- ・ 購入電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替える。
- ・ 熱を太陽熱由来のものにする、あるいは電化して再生可能エネルギー転換する。

対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂ 削減率推計：54%(地域の想定対策を全て実施すると 66%)

(対策のポイント)

家庭部門においては電力排出係数の改善や太陽光発電の導入、LED 等の高効率照明最新の冷暖房、冷蔵庫等の高効率な省エネルギー機器の導入が有効と考えられます。さらに、新築住宅を高断熱規格とすることや、既存住宅の断熱改修も重要と考えられます。

iv) 運輸部門

<省エネ対策>

- ・ 自動車の買い替え時に燃費の良い車や電気自動車を選択し、2050 年までに電気自動車や燃料電池車に転換する。
- ・ 公共交通機関を積極的に利用する。

<再生可能エネルギーの活用>

- ・ 電気を再生可能エネルギー化に転換する。

対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂ 削減率推計：40%(地域の想定対策を全て実施すると 53%)

(対策のポイント)

運輸旅客部門においては燃費の良い車（ハイブリッド自動車（HEV）等）やバッテリー電気自動車（EV）への転換、またエコドライブや自家用車から公共交通機関や自転車等への乗り換えが有効と考えられます。

運輸貨物においてはモーダルシフト等の配送の効率化やエコドライブ等の省エネ行動が有効と考えられます。

v) 廃棄物起源のCO₂

<主な対策案>

- ・ 廃棄物の削減
- ・ 減量、再使用、リサイクルの向上
- ・ プラスチックゴミなどが減るような流通・物流体系

対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂ 削減率推計：29%

(廃棄物計画による)

vi) フロン類

<主な対策>

- ・ フロンを使わない冷凍空調設備の選択（業務用など）
- ・ 温室効果ガスの小さいフロンを使う冷凍空調設備選択
- ・ 設備廃棄の際にフロンを漏洩させないこと、フロン回収率の向上
- ・ 建物断熱強化と合わせ冷暖房機器台数の削減
- ・ 断熱材、スプレーなどでフロンを使わない手段の選択

対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂ 換算削減率推計：64%

③東久留米市の削減ポテンシャルまとめ

各部門の対策を最大限進めた場合のエネルギー起源 CO₂ 削減ポテンシャルを以下の表 3 に示します。家庭や工場・事務所で様々な更新や改修の際に、省エネ型設備機器、断熱建築、燃費の良い車や電気自動車を選ぶことで、無理なく、後戻りなく、かつ費用効果的にエネルギー消費量を削減できます（図 11）。

表 3 東久留米市の温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

(単位：千 t-CO₂)

部門	2013 年度 (基準年度)	温室効果ガス排出量				2013 年度比削減率			
		2022	2030	2040	2050	2022	2030	2040	2050
産業部門	86	73.0	29.9	8.4	0	-15%	-65%	-90%	-100%
業務部門	76	44.0	14.3	1.3	0	-42%	-81%	-98%	-100%
家庭部門	160	134.0	54.6	9.4	0	-16%	-66%	-94%	-100%
運輸部門	47	36.0	22.3	10.3	0	-23%	-53%	-78%	-100%
運輸旅客	31	22.8	13.8	5.2	0	-26%	-55%	-83%	-100%
運輸貨物	16	13.2	8.5	5.1	0	-18%	-47%	-68%	-100%
エネルギー起源 CO ₂ 合計	368	287.0	121	30	0	-22%	-67%	-92%	-100%

注) 2022 年度は実績。

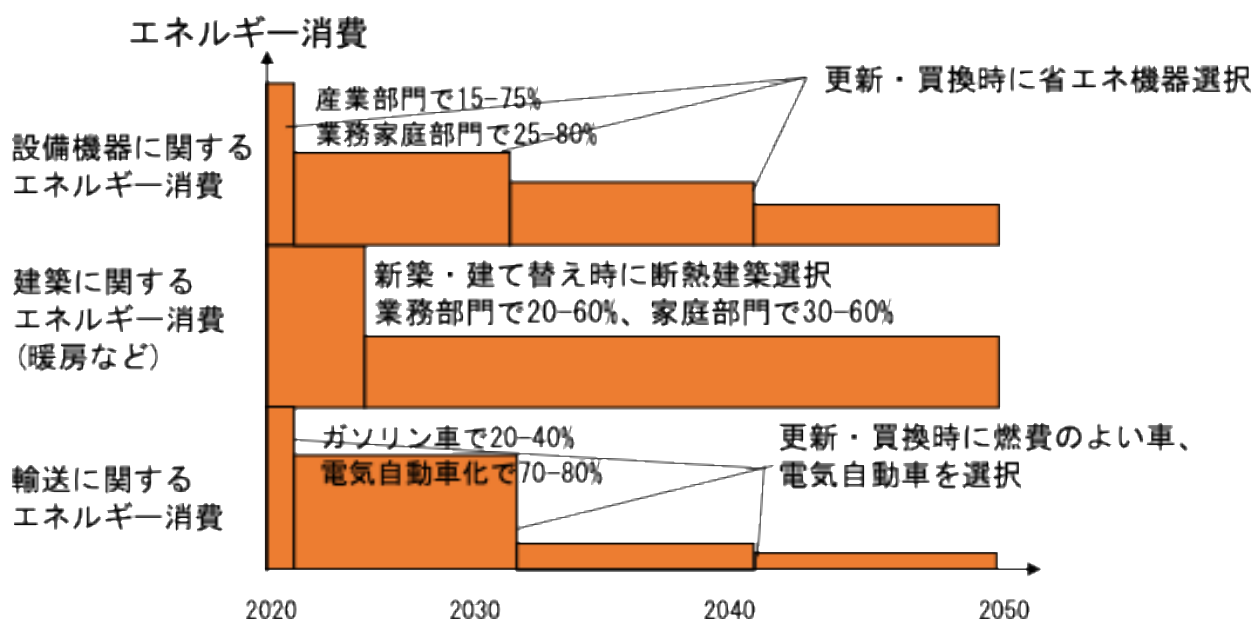


図 11 主な省エネ対策のロードマップ

注) 設備機器、輸送の 2022 年ごろ、2030 年、2040 年のエネルギー消費削減、建築の 2025 年ごろのエネルギー消費削減は、更新時期にあらかじめ調べて省エネ機器、燃費の良い車を選択・購入し、新築あるいは引越時にあらかじめ調べて断熱建築を選択し、我慢や企業活動縮小でなくエネルギー効率を大幅に上げることでエネルギー消費量を削減していることを表しています。

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組

5-1 環境基本計画における個別方針と施策

(1) 計画の体系

東久留米市第三次環境基本計画

基本方針②「地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち」

【個別方針 5】地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる

基本方針③「みんなで取り組む環境のまち」

【個別方針 10】よりよい環境を目指してみんなで取り組む

に対応する、東久留米市における地球温暖化対策の実行計画として、各主体（市民・事業者・行政）が取り組むべき具体的な行動（施策）を以下に示します。

施策の方向⑰ 効率を高め、省エネルギーを進める

施策 1. 省エネ効率の高い設備への切り替えを進める

施策 2. 省エネ車およびゼロエミッション車の導入を進める

施策 3. 省エネ性能の高い建築物への普及を進める

施策の方向⑱ 再生可能エネルギー等の利用を促進する

施策 4. 太陽光発電設備の導入を進める

施策 5. CO2 排出量の少ない電気の利用を進める

施策の方向⑲ まちづくりや交通などの総合対策を進める

施策 6. 市全体と団体や企業の GHG 見える化を進める

施策 7. エコドライブや円滑な交通流・物流対策を進める

施策の方向⑳ 資源循環による温室効果ガス排出の削減

施策 8. 廃棄物削減に向けた 3R の徹底

施策 9. ノンフロン機器への転換や適正管理の促進

施策の方向㉑ 情報発信とコミュニケーションを通じて理解促進と対策を進める

施策 10. 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

5-2 環境基本計画における個別方針と施策の方向、及び施策

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち

個別方針5 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

施策の方向⑰ 効率を高め、省エネルギーを進める

施策1 省エネ効率の高い設備への切り替えをすすめる

市民は、住宅等で使用する家電製品等において、機器の更新の際に、照明のLED化や省エネ性能の高い機器、高効率な設備、機器等の、より環境負荷がより少ない製品の選択を行います。

事業者は、機器の更新計画に応じて照明のLED化や省エネ性能の高い家電や機器、高効率な設備の導入等を進めます。

行政は、公共施設の機器の更新の際に省エネ設備・機器導入を進めます。また省エネ設備改修等のため情報や省エネ診断などの情報提供を積極的行います。

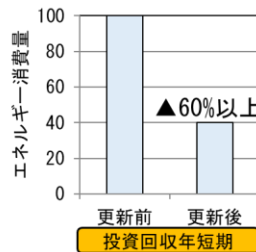
■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○家庭での高効率な省エネ機器を導入する ・ 照明のLED化 ・ 高効率冷暖房機器、高効率給湯器機、省エネ家電の導入 ※冷暖房では断熱・遮熱建築普及・気密化と相乗効果あり。
事業者	○業務用高効率設備を導入する ・ 業務施設では、エネ設備導入(LED、高効率空調機器、ヒートポンプ給湯器を含む)BEMS(ビルエネルギー管理システム)導入 ・ 工場では、生産設備、従業員向け照明・冷暖房両方で、省エネ設備導入、FEMS(工場エネルギー管理システム)などの導入 農業、建設業では、省エネ機器導入(リース含む) ○工場設備、機械等の電化を進める ・ 化石燃料設備を電化する ・ 農業、建設業では将来的に電気機械導入と化石燃料設備の電化を進める ※冷暖房は省エネ機器と断熱遮熱建築導入と相乗効果あり。
行政	○公共施設の新築時の高効率機器導入と既存機器の省エネ転換を進める ○東京都や国の支援制度を案内する

オフィス等の省エネ機器導入効果（設備更新＋使い方）

照明更新

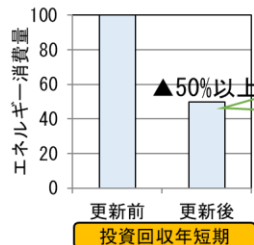
新型蛍光灯→LED、本数半減



照明更新

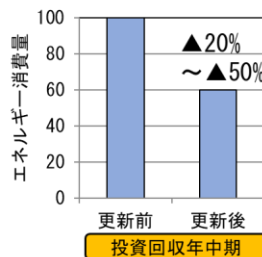
水銀灯→LED

（体育館、講堂など）

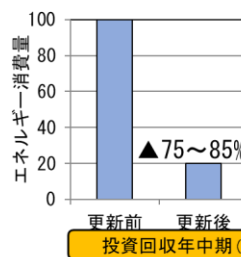


LEDは点灯が早いのでつけたりけしたり可能。LED化とともに人感センサーをつけ85%削減の例がある。

冷暖房設備更新（旧型→省エネ型）

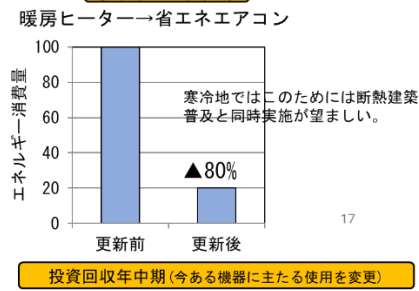
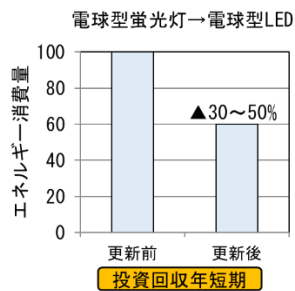
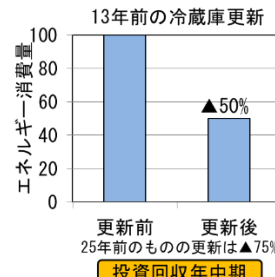
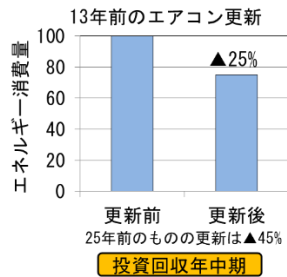


暖房ヒーター→省エネエアコン



断熱性能のよい建築がのぞましい。

家庭の省エネ機器導入効果の例



《解説》 身近な対策の効果

オフィスや家庭には様々な機器があり、その中には多くのエネルギーを使うものがあります。これらは買い替えの際にあらかじめ調べて省エネ製品を選ぶと、同じ使い方をしてもエネルギー消費量を大きく削減できます。

家庭では、照明を蛍光灯から LED に変えると、電力消費量を 30%から 50%削減できます。蛍光灯は 2027 年に生産禁止になりますので、蛍光灯が切れるタイミングなどに確実に LED に変えることが望ましいと言えます(注 1)。また代表的な家電で 13 年前のエアコンを更新時に省エネ機器に変えると電力消費量を約 25%削減、30 年前のエアコンなら 50%近い削減ができます。冷蔵庫は更新時に 13 年前のものを省エネ機器に変えると電力消費量を約 50%削減、30 年前の冷蔵庫なら約 80%削減できます。今までストーブや床暖房ヒーターを使用していた所をエアコン暖房に変えるとエネルギー消費量を 80%削減できます。この場合は窓など建物の断熱を強化すると効果的です。

オフィスでは、照明を蛍光灯 2 本から LED は明るいので 1 本に変えると、電力消費量を 60%以上削減できます。体育館や講堂などの水銀等を LED に変えると 50%以上削減でき、さらに使い方の工夫で水銀灯のように 1 時間近く点灯に時間を要するものと異なり LED はすぐ点くのでこまめな消灯もでき、85%削減の例もあります(注 2)。エアコンなど冷暖房装置を更新時などに省エネ型に転換すると 20%から 50%削減ができます。また今までストーブや床暖房ヒーターを使用していた所をエアコン暖房に変えるとエネルギー消費量を 80%削減できます。この場合は断熱強化もすると効果的です。

費用対効果について述べます。省エネはいいがお金がかかるとよく言われますが、省エネでない機器は日々の光熱費が多くかかります。省エネ機器に買い換えると、省エネでない機器より商品価格は高いのが普通ですが、光熱費が下がるので、商品価格の高くなる分は多くの場合、光熱費削減で「元」が取れ、元を取った後は家庭の収入増加、企業の利益増加になります。

機器の省エネは大きな効果があり、買い替えの 때가狙い目です。買い替えのタイミングを確実に省エネに活かすため、エネルギーを多く使うエアコン、冷蔵庫、テレビなどの電気製品、まとめると多く使っている照明などは、省エネ型は何で商品価格と 10 年分の光熱費はどれくらいかを、電気屋さんなどに聞く、経済産業省の「省エネ性能カタログ」(ホームページあり、電気屋さんにも冊子がある可能性)、環境省の「しんきゅうさん」(ホームページあり)などで調べておくと、買い替えもスムーズにできます。企業でしたら様々な機器があるので、次のコラム「省エネ診断」をご覧ください。

●省エネ性能カタログ：<https://seihinjyoho.go.jp/catalog/now>

●しんきゅうさん：<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>

注 1) 家庭の蛍光灯のうち「電球型」はそのまま LED に変えられます。サークル型などは天井の留め具はそのままいわば傘ごと交換し LED にすることができます。台所などにある「直管型」蛍光灯だけは LED を安全上そのまま付けられない口金があるので電気屋さんなどに相談して下さい。

注 2) オフィスなどの蛍光灯の LED 化も「電球型」はそのまま LED 電球に変えられますが、それ以外は口金を変える必要があるか専門機関か電気屋さんなどに相談して下さい。

《解説》 ESCO 事業や省エネ診断について

省エネ診断は、主に企業で、更新時に今の設備を省エネ型に転換、システムを省エネ型に改修、建物も断熱強化をした場合を調べ、対策ごと及びそれらをまとめたエネルギー消費量削減とCO₂排出量削減、設備費・工事費増加と光熱費削減を比較した費用対効果を具体的に示すものです。多くの場合、投資回収短期の対策でこれだけの削減、投資回収中期でこれだけの削減など費用対効果に合わせた診断結果・予測が示され、企業に対策設備投資及び光熱費削減の具体的な指針を与えます。同じことが、最近はあまり行われていませんが家庭向けに環境省事業で「うちエコ診断」という省エネ診断が行われ、家庭の対策の具体的指針を示していました。企業向けの省エネ診断は経済産業省外郭団体の省エネルギーセンターや、都道府県などの委託事業などで実施され、無料、あるいは診断の専門診断員に支払う費用よりずっと安い費用で実施されています。

省エネ診断は、診断結果を整理し指針を示すところまでで、それを見て企業（及び家庭）は設備投資をするかを判断し、設備導入などを実施します。

ESCO事業（エネルギーサービス事業）は、企業や自治体施設向け（一般には規模が比較的大きなところ）に行われる、いわば診断と設備導入を兼ねた事業です。ESCO事業を行う専門事業者は省エネ診断を実施した後対策メニューを示し合意後に一定の契約期間を定めて契約します。多くの場合は頭金ゼロで設備投資費用を出し、契約期間は顧客から省エネ前の光熱費支払いを受け（値引きをすることもある）、対策前の光熱費と対策後の光熱費の差で、設備費、金利負担、自らの人件費と管理費と利益、維持費追加があれば維持費、などをその差額から出し、顧客に持ち出しなしでこれらを実現します。これは省エネの大半が、費用対効果が高いために成り立つビジネスモデルです。

頭金ゼロ、初期投資ゼロの仕組みは太陽光発電の設置でも行われています。

家庭向けには太陽光の初期投資ゼロの仕組みは一部にありますが、ESCO事業にあたる頭金ゼロの省エネ設備導入の仕組みはこれまではほとんどないようです（商品によってはリースの仕組みはあり）。家庭の省エネ設備投資も大半は設備費・建築費の増加分を光熱費削減で元が取れ、いわば頭金ゼロで省エネエアコンを買って光熱費削減分から返済するようなことが理論的には成立するといえます。

施策2 省エネ車およびゼロエミッション車の導入を進める

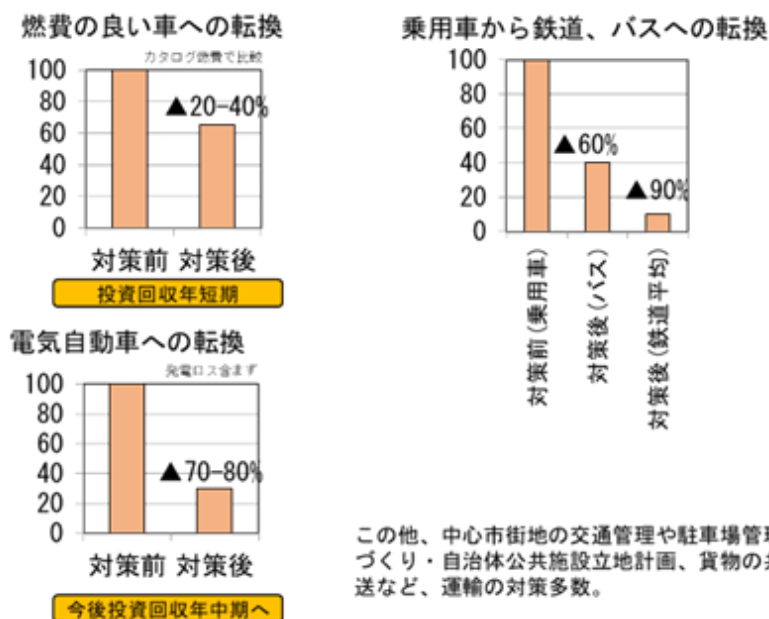
自動車の脱炭素化に向けた取組を促進するため、購入または利用に当たっては、ハイブリッド車（HEV）等の燃費性能の高い自動車や走行時にCO₂を排出しない電気自動車（EV）などのゼロエミッション車（ZEV）を選びます。

また行政においては、公用車の代替に際し燃費性能の高い自動車やEVなどを選択します。また普及促進に向けた取組を積極的に進めるとともに、国や東京都と連携し、補助事業等の普及促進策の情報提供などもあわせて進めます。

■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○燃費性能の高い車やEVを購入または利用する
事業者	○業務車両を燃費性能の高い車やEVにする ○自社が発注する輸送などで、燃費性能の高い車と、電気自動車などを利用する ○充電設備を整備・導入する ・ 自社駐車場の充電器設置と再エネ化、集客施設などでの急速充電器設置
行政	○公用車を燃費性能の高い車やEVにする ○公共駐車場に充電設備を設置する ○市民、事業者のZEV導入促進とインフラ整備支援を進める ・ 事業者・市民への相談窓口設置 ・ 地域販売事業者との協力体制の構築 ○東京都や国の支援制度の案内をする

運輸の対策



《解説》 身近な運輸の対策効果

自家用乗用車を利用する場合、更新・買替の時にあらかじめ調べて燃費の良い車（ハイブリッド車などを含む）に転換すると、輸送のエネルギー消費量（ガソリンの消費量）を20%から40%削減できます。バスやトラックでも、更新・買替の時に燃費の良い車に転換すると、輸送のエネルギー消費量（ガソリン、軽油の消費量）を15%から30%削減できます。

また、買い替え時に乗用車のハイブリッド車やガソリン車から電気自動車に切り替えと、発電時のCO₂の排出量を含めたCO₂排出量を40%から70%程度削減することができます。充電に再生可能エネルギーの使用が増えればこの値はさらに大きくなります。

また、地域で条件が合えば、車を使わずに公共交通に乗り換えると、バスに乗り換えた場合にはエネルギー消費量は一人、同じ距離移動する場合で50%から70%、鉄道に乗り換えた場合は90%削減、自転車や徒歩への切り換えは100%削減になります。

費用対効果を見ると、燃費の良い車の買い替えは多くの場合、車体価格はそれほど上がらず、車体価格上昇分は燃料費削減で「元」が取れます。ハイブリッド車への買い替えも同じです。電気自動車への買い替えは、この計画策定の2025年現在では、補助金のない場合は電気自動車とガソリン車・ディーゼル車、ハイブリッド車との価格差が大きく、10年分の燃料費と電気代の差を比較してもまだ電気自動車転換は「元」が取れないケースが多数です。補助があれば元を取れるケースもあります。ただし、電気自動車の車体価格は毎年値下がりを続けており、いずれ「元」が取れるようになることが予測されます。

電気自動車は企業や家庭が市内や周辺自治体で動くには十分な大きな蓄電池が付いていて、朝に自宅や会社の駐車場でフル充電になっていれば毎日の通勤通学や企業の地域移動では使い切れない程です。これを太陽光発電と組み合わせて「蓄電池」がわりに使うような方法があります。これについては●をご覧ください。

施策3 省エネ性能の高い建築物の普及を進める

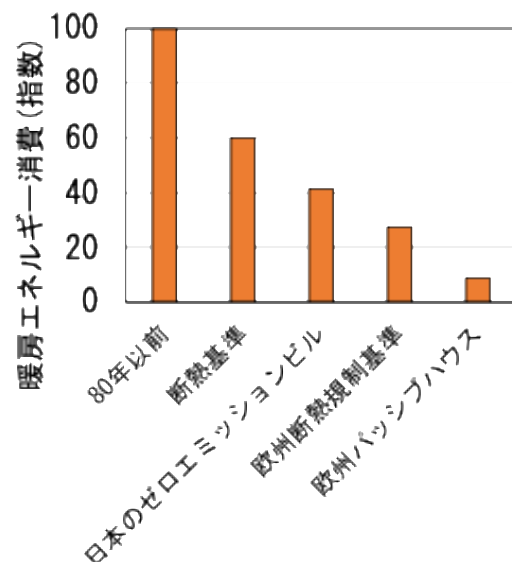
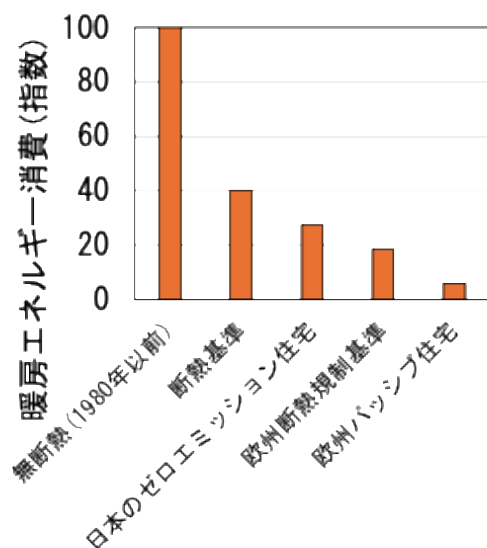
市民は、住宅の新築時にゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や東京都ゼロエミ住宅など省エネ性能の高い建物を選びます。また改修時には断熱窓や高効率設備の導入を伴うリフォーム等を検討します。

事業者は、事業所建物について、ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）などの省エネ性能の高い建築、断熱性の向上や省エネルギー改修等を実施します。

行政は、建物の新築や改修時に省エネ性能の高い建築物を検討してもらえるように、不動産業者やハウスメーカー、工務店などと連携を図り、建物の省エネ化に関する情報提供を行い、さらに国や東京都の各種助成制度等の情報提供も引き続き実施します。また、公共施設の新築・改修における省エネ化を推進します。

■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○新築やリフォーム時は住宅の高断熱・高効率化を行う ・ 住宅の新築時に ZEH、東京都ゼロエミ住宅等の選択 ・ 断熱窓や高効率設備の導入を伴うリフォーム
事業者	○事業所建物の事業所建物の新築時断熱建築および断熱改修する ・ 事業所・工場の断熱新築や断熱改修 ・ 建築事業者は、高い建築物省エネ対策基準（ZEH、ZEB またはそれを超える欧米並み基準）の断熱建築の提案・施工を進め、建物の省エネ表示 ・ 賃貸ビル、賃貸住宅オーナーは高い建築物省エネ対策基準（ZEH、ZEB またはそれを超える欧米並み基準）のの新築・改修を進め、建物の省エネ表示
行政	○公共施設の新築時断熱と既存建築の断熱改修を行う ○省エネ建築の普及支援を進める ・ 市民、事業者への、断熱建築によるエネルギー・コスト削減対策効果、費用対効果の情報提供 ・ 断熱診断等のサポート体制構築 ・ 地域の建築業者との、断熱普及の協力体制の構築 ・ 市内賃貸物件の断熱情報の見える化（国の制度の活用による） ○東京都や国の支援制度の案内を行う



《解説》 建物の断熱効果

新築の際に断熱建築を選ぶと、冷房と暖房のエネルギー消費量を大きく削減できます。既存建築でも、特に効果の大きな窓の断熱工事を実施すると、冷房と暖房のエネルギー消費量を費用効果的に削減できます。

2025 年から新築で断熱基準が規制化され、これを満たさないと住宅新築ができなくなりました。断熱のない住宅との比で国の断熱基準まで断熱性能を向上させると、暖房エネルギー消費を約 60%削減できます。冷房は約 25%削減できます。最近は全く断熱材のない建築は少なくなりましたが、断熱基準達成と断熱材が入ってはいるものの不十分な住宅との比で約 30%削減になります。

また、2030 年からは「ゼロエミッション住宅」相当の断熱水準が新しい規制値になる予定です。このレベルまで断熱をすると、断熱材のない住宅比で暖房エネルギー消費量を約 70%削減、断熱不十分な建築との比較で約 50%削減できます。

実は日本の断熱基準やその上の「ゼロエミッション住宅」の断熱は欧米の断熱基準より低いのですが、欧州並みの断熱水準（日本の断熱上位基準の等級6）を実現すると、断熱不十分な建築との比較で約 60%削減できます。

非住宅建築物でも断熱によりエネルギー消費削減効果があります。断熱のない建築物と比較し国の断熱基準（2025 年から規制）まで断熱性能を向上させると暖房用エネルギー消費を 40%削減できます。最近は全く断熱材のない建築は少なくなりましたが、断熱基準達成と断熱不十分な建築と比較すると暖房用エネルギー消費は 20%削減できます。また 2030 年からは「ゼロエミッションビル」相当の断熱水準が新しい規制値になる予定です。このレベルまで断熱をすると、断熱材のない建築比で暖房エネルギー消費量を約 60%削減、断熱不十分な建築との比較で約 45%削減できます。

住宅でも非住宅建築物でも、断熱により建築費はやや上昇しますが、冷房と暖房のエネルギー消費削減により、多くの場合、新築では投資回収つまり建築費増加分を冷房・暖房で使う光熱費削減により「元」を取り、さらに収入を増やすことができます。既存住宅の改修でも、効果的な窓の断熱強化などで、補助金なしでも建築費増加分を光熱費削減分で投資回収可能なものが多数あります。また国や東京都で補助金も用意されています。

施策の方向⑱ 再生可能エネルギー等の利用を促進する

施策4 太陽光発電設備の導入を進める

市民・事業者は、住宅への再生可能エネルギー設備の設置を促進します（東京都は新築で大手建築業者の施工分を義務化しています）。

行政は、設備導入に関する補助事業への情報提供を行い、普及啓発していくとともに、初期費用負担なしで太陽光発電や蓄電池設備等を導入する仕組み等、市民や事業者が利用しやすい方法などを検討し、実態に合わせた情報提供を行います。

■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○太陽光発電設備を設置する ・ 住宅の屋根への太陽光発電導入 ○自家発電電気を活用するために蓄電池等を導入する
事業者	○事業所・施設での太陽光発電導入を行う ・ 自社施設や賃貸住宅等への太陽光発電導入 ・ 初期投資なしでの太陽光発電設置（PPA） ^{注）} モデルを活用した設置の推進 ○自家発電電気を活用するために蓄電池等を導入する
行政	○公共施設での太陽光発電導入を進める ・ 公共施設への太陽光発電導入 ○自家発電電気を活用するために蓄電池等を導入する ○地域の太陽光発電電気を地域で消費するための仕組みづくり ・ 余った電気を地域で融通する仕組みなど ○太陽光導入の普及支援を行う ・ 設置方法や支援制度に関する情報提供や相談窓口の設置 ・ 分譲、賃貸ビル、住宅の太陽光設置の見える化（太陽光導入度合いも示す断熱性能ラベル表示などの利用） ○東京都や国の支援制度の案内を行う

注）PPA(Power Purchase Agreement)モデルは、電力消費者（企業や自治体、自宅など）の敷地（屋根含む）をPPA事業者に貸し、そこに太陽光発電設備を設置して、PPA事業者から敷地内発電の再エネ電気を購入契約するシステムです。PPA事業者のメリットは、初期投資をしても、一定期間の固定顧客の獲得ができること、消費者のメリットは初期投資なしで、一定期間固定価格で再エネ電気を調達できることです。ただし一般的には、自身で太陽光発電を設置した方が費用対効果は高くなることが多いため、どちらが得か比較してから設置方法を決める方が得策です。

《解説》 太陽光発電を導入するメリットと、発電した電気の活用方法

近年電気代の高騰が話題になることが増えてきました。日本では、2011年の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、再エネを大幅に導入していくために、電力会社が再エネを一定価格で一定期間買い取る制度（固定価格買取（F I T）制度）が導入され、再エネ普及が図られてきました。しかし、日本の一般的な電力供給においては、火力発電によるものがその約7割と、いまだに化石燃料への依存度が高く、ウクライナ危機等による世界的な燃料価格高騰の影響を大きく受ける構造にあります。このような先行き不透明な状況のなか、消費者としてできることは、燃料価格高騰の影響を受けにくい電気を選ぶこと（施策5参照）と、屋根等の敷地内に自ら再エネ設備を設置し自家消費をすることです。

再エネ設備の導入にあたっては、その導入費用がネックと言われていましたが、近年のエネルギー価格高騰もあり、費用対効果（初期投資額に対する、将来的な電気代の削減の累積額）が高まっています。また東京都では、再エネ設備導入のための手厚い補助がありますし、新築住宅等には、太陽光発電設備の設置が義務付けられています。

自宅や事業者の太陽光発電で発電し発生した余剰電気は売電するほかに、蓄電池があれば、買電価格が高い夜間にその電気を利用することができます。また、エコキュート（二酸化炭素を冷媒としたヒートポンプ給湯器）や、電気自動車にためた電気も、V2H（Vehicle to Home）という変換機器を使えば自宅等の電気として使え、蓄電池代わりになりますので活用し、家庭内や事業所での電気の自家消費割合を高め、光熱費やガソリン代を節約すれば、さらに経済的メリットも高まります（図12。電気自動車は災害時でも移動することができるため、停電時の非常用電源としてだけではなく、災害時の移動式バッテリーとしても注目されています）。

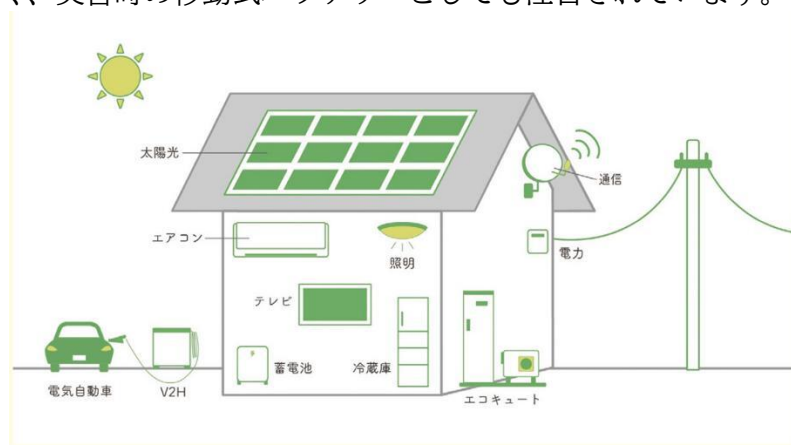


図12 今後の住宅太陽光活用に係る連携のイメージ

注）陽光発電システムと蓄電池、住宅で使われる様々な家電製品を連携させることで、電力会社から購入する量を減らし、系統負荷軽減や需給バランスの平準化につなげることができる。

出典）辻基樹「人口減少時代のGX：脱炭素ライフスタイルのモデル事例 住宅太陽光活用に係る企業連携」
月刊事業構想 2024年9月号

施策5 CO₂排出量の少ない電気の利用を進める

市民・事業者は、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる電気への切り替えを進めます。また、市内の太陽光発電等で発電した電気を有効に活用するために、蓄電池等の活用を進めます。

行政は希望する市民や事業者に対して情報提供し、低炭素電源への利用を促進するとともに公共施設での再エネ電力利用とその自家消費に取り組むほか、地域内の太陽光発電などでエネルギー自給率を高める仕組みを検討します。

■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○再エネ電力への切り替えを進める ・ 再エネ割合の大きい電気や電力プラン選択
事業者	○事業所での再エネ電力利用 ・ 再エネ電気の購入
行政	○公共施設での再エネ電力利用を進める ・ 再エネ電気の購入 ○再エネ電力普及に向けた情報提供や相談窓口を設置する ・ CO ₂ 排出量の少ない・再エネ率の高い小売電気事業者や電力プランの紹介 ・ 再エネや熱、蓄電池等の効果的な組み合わせで光熱費を下げるための情報提供

施策の方向⑱ まちづくりや交通などの総合対策を進める

施策6 市全体と団体や企業のGHG見える化を進める

市民・事業者は、エネルギーマネジメントシステム（EMS）等を活用したエネルギー利用状況の「見える化」により、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握し、機器の選択や運用上の工夫を図り、エネルギー消費・コスト削減につなげます。

行政においては、環境性能を表示するエコラベルや省エネラベル等の排出削減を促す「見える化」の導入について事業者等と連携して普及を促進するとともに、公共施設での見える化を進めます。

■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○家庭でのエネルギー見える化による省エネを行う ・ 日々のエネルギー使用を住宅エネルギー管理システム（HEMS）などで可視化し、省エネと光熱費削減につなげる
事業者	○事業所での GHG 見える化による省エネの推進と情報開示を行う ・ エネルギー使用量の見える化（EMS）を行い、エネルギー消費・コスト削減につなげる ・ ビルオーナー、不動産業者は建物の断熱性能、太陽光設置状況を表す建物省エネラベルを提示
行政	○公共施設での GHG 見える化による省エネと情報発信を行う ・ エネルギー使用量の見える化（EMS）を行い、エネルギー消費・コスト削減につなげる ○エネルギー見える化の普及・啓発のための情報共有・相談窓口の設置を行う ・ 地域の建築物の断熱性能、太陽光設置状況を表す、省エネラベル、住宅ラベリング等の表示制度の推進 ・ 国や東京都の補助金制度の紹介

施策7 円滑な交通流対策を進める

市民は、自家用車から、公共交通機関、自転車、徒歩等の環境負荷がより少ない手段を選択します。

事業者は、従業員の通勤や輸送にかかわるエネルギー消費量とCO₂排出量を把握のうえ、テレワークや自転車通勤促進、モーダルシフト等を通じた物流の効率化を進めます。

行政は、地域や住民・事業者の交通手段等の特徴を踏まえた取組を推進していくことが有効であるため、地域の特徴や現状の公共交通網に適したモビリティ・マネジメントシステムの導入を検討します。また、公共交通網がカバーしきれない範囲での徒歩や自転車、カーシェアリング等の活用を促し、脱炭素化を進めます。

■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○移動手段の低炭素化を行う ・ 公共交通の活用、カーシェア、自転車（シェアサイクル）、徒歩による自家用車依存の見直し
事業者	○施設・物流における脱炭素化への対応を進める ・ 通勤、貨物輸送などのエネルギー消費量とCO ₂ 排出量の把握を踏まえた対策 ・ 自転車通勤促進やシェアサイクル導入 ・ 物流のモーダルシフトの検討 ・ テレワークの普及・促進
行政	○公共交通と都市交通の最適化支援を進める ・ 東久留米デマンド型交通「くるぶー」の効果的・効率的な運行 ・ シェアサイクル等の利用促進 ・ 歩ける、自転車利用可能なまちづくり

施策の方向② 資源循環による温室効果ガス排出の削減

施策8 廃棄物削減に向けた3R＋リカバリーの徹底

温室効果ガスの排出量を削減するために、市民、事業者、行政は、廃棄物削減に向け3R（リデュース・リユース・リサイクル）と廃棄物発電によるエネルギーリカバリーを含む再資源化の徹底を推進し、その元となるごみの発生量を抑制します。さらに、日常生活のなかでできるマイバックやマイボトルの利用、食品ロスなど、無駄な消費を少なくし、環境に配慮した消費行動につなげていきます。

行政は事業者と連携した環境負荷の少ないリサイクルシステムを推進し、環境イベント等を通じて取組への理解促進を図ります。

■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○家庭でのごみ削減と分別の徹底をする ・ 環境に配慮した消費行動 ・ 再資源化や分別の徹底
事業者	○業務での廃棄物削減 ・ 環境に配慮した消費行動 ・ 再資源化や分別の徹底 ・ 物流や商慣習を見直し廃棄物削減につなげる
行政	○業務での廃棄物削減と再資源化及び啓発の強化を行う ・ 再資源化や分別の徹底、リサイクルフローの整備 ・ 啓発キャンペーンやルール周知の強化 ・ イベント・SNS・紙媒体など多様な手段での発信

施策9 ノンフロン機器への転換や適正管理の促進

市民・事業者、行政はフロン使用製品の新規・買い替え時にノンフロン製品を選択するとともに、フロン製品廃棄時には法に基づく適正管理に努め、行政はフロン類取扱いに関する情報発信を実施していきます。

■ 市民・事業者・行政の役割

	役割
市民	○家庭での温室効果の少ない冷媒機器 ^{注)} を選ぶ ・ 温室効果の少ない冷蔵庫、エアコン等の選択と使用
事業者	○業務用機器のノンフロン化と適正管理を行う ・ 業務用機器のノンフロン化や点検の実施 ・ フロン排出抑制に向けた社内体制整備 ・ フロン使用製品廃棄時の適正管理
行政	○公共施設における機器のノンフロン化と適正管理を行う ・ 機器のノンフロン化や点検の実施 ・ フロン使用製品廃棄時の適正管理 ○法令周知を行う ・ フロン類取扱いに関する法律・制度の周知

注) 過去にエアコンや冷蔵庫等の冷媒などに幅広く活用されてきたフロン(クロロフルオロカーボン類(CFCs))は強力なオゾン層破壊物質でありかつ強力な温室効果ガスで、大気に放出されるとオゾン層破壊とともに温暖化を引き起こしました。オゾン層保護対策の国際制度により、オゾン層保護対策で次に使われた第1世代代替フロン(ハイドロクロロフルオロカーボン類(HCFCs))はオゾン層破壊物質でありかつ強力な温室効果ガスでした。オゾン層保護対策の国際制度により、次に使われ今も使われている第2世代代替フロン(ハイドロフルオロカーボン類(HFCs))はオゾン層破壊能力はありませんが、強力な温室効果ガスです。さらに、温暖化対策の国際制度とオゾン層保護対策の国際制度及びその国内法により、最近でフロンを使わない製品(家庭用冷蔵庫、カーエアコンなど)、フロンを使うとしても温室効果のより小さなフロン類に転換した製品(業務用冷凍空調機器、家庭用エアコンなど)に徐々に転換、さらにノンフロンまたは温室効果の小さなフロン類・人工化学物質への転換目標が規定、また使用時・廃棄時の適正な管理が促され、さらにはフロンを使わない技術や製品が開発されています。

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

施策の方向③ 情報発信とコミュニケーションを通じて理解と対策を進める

施策10 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

市民は、自家用車の購入や、家電の更新、住宅の新築・改修のタイミングで、省エネや太陽光発電等の設置などについて、エネルギー消費とCO₂の削減効果、費用削減効果の十分な情報を相談窓口から得て、より良い対策を行います。

事業者は、車両の購入や事業所・工場等の機器更新や改修・新築のタイミングで、省エネや断熱改修、太陽光発電等の設置について、エネルギー消費とCO₂の削減効果、費用削減効果の両方の十分な情報を相談窓口から得て、より良い対策を行います。また機械、建築、車に関する事業を実施する事業者は行政に協力して、様々な情報提供や診断を行います。

行政は、公共施設の省エネ化や断熱改修、燃費の良い車・電気自動車の導入を積極的に進め、得られた情報を市民・事業者に提供します。市民・事業者のための相談窓口の設置を行い、情報の提供や省エネ診断を、国や都、地域の事業者と連携して実施します。

■ 市民・事業者・行政の役割

主体分類	行動
市民	○公的な情報提供や相談窓口を活用する ・家電の更新時、住宅の改修・新築時、車の購入・買い替えの際の、より良い選択のための、公的な情報収集や相談窓口の活用 ・環境イベント等への積極的な参加
事業者	○公的な情報提供や相談窓口を活用する ・機器更新時、事業所・工場等の改修・新築時、車の購入・買い替えの際の、より良い選択のための、公的な情報収集や相談窓口の活用 ・自社取組みの地域での共有・発信 ○地域内で脱炭素製品・サービス展開を進める ・省エネ機械・機器販売 ・燃費性能の高い車や、電気自動車販売 ・省エネ性能の高い建築物 ・省エネ診断
行政	○省エネに関する情報共有・発信を行う ・公共施設の省エネ実践を進め、そこから得られた知見を市民・事業者が発信 ○市民・事業者のための相談窓口の設置を行う ・省エネ診断を、国や都、地域の事業者とも連携し実施、省エネ・再エネの公的で中立の相談窓口を設置し、企業や家庭の個別事情に応じた効果的で具体的な削減効果や費用対効果の説明を受ける仕組みを設ける。

第6章 計画の推進と評価

6-1 推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

計画の推進及び進行管理の組織体制は、以下のとおりとして、市民・事業者・行政が計画に沿った積極的な取り組みを進めることで計画の実効性を確保します。また、広域的な視点や技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい場合は、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めます。

① 東久留米市長

東久留米市長は、環境基本計画及び内包する地球温暖化実行計画「区域施策編」を策定する主体であり、策定にあたっては、東久留米市環境審議会から意見を聴くための諮問を行います。また、計画の内容を市議会と共有しながら、計画を着実に実施する主体となります。

② 東久留米市市民環境会議

東久留米市市民環境会議は、市民・事業者と情報交換しながら、各主体と連携した活動を行います。

③ 東久留米市環境審議会

東久留米市環境審議会は、市長から環境基本計画及び内包する地球温暖化実行計画「区域施策編」に関する諮問を受け、専門的な見地からの審議を重ねた後答申します。また、環境審議会は、計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じ、市長に対し意見を述べます。

④ 東久留米市庁内環境委員会

東久留米市庁内環境委員会は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織であり、地球温暖化実行計画「区域施策編」の進捗状況について、各部署から報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行いながら、進行管理を行うとともに、関連計画を推進します。

⑤ 庁内各部署

庁内の各部署は、地球温暖化実行計画「区域施策編」に基づく施策・事業を推進するとともに、東久留米市庁内環境委員会にその結果を報告します。

⑥ 環境安全部環境政策課

環境安全部環境政策課は、環境審議会、市民環境会議、庁内環境委員会の運営の事務局機能を担うとともに、市民環境会議等と連携しながら、地球温暖化実行計画「区域施策編」を推進します。

(2) 進行管理の基本的な流れ

計画で定めた様々な取り組みを着実に実践し、また計画の継続的な改善を図っていくために、「PDCAサイクル」を基本とした進行管理の仕組みを導入します。

P (Plan : 計画) → D (Do : 実践) → C (Check : 点検・評価) → A (Act : 見直し)

(3) PDCAの展開イメージ

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、計画の中間年で計画全体の見直しを行います。具体的には、庁内環境委員会は前年度の実績を年度の前半にとりまとめて、目標に対する点検・評価を行い、実行計画を見直します。その結果を基に環境審議会は環境基本計画の点検・評価、及び必要に応じて見直し等を意見し、年度末に「かんきょう東久留米」で結果を公表します。

尚、今後の状況変化に適切に対応するため、必要に応じて、適宜計画を見直します。

6-2 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、市の上位計画である「長期総合計画」等の取り組みや目標値との整合性を図り、「かんきょう東久留米」において点検・評価を行っていきます。

環境基本計画の個別目標ごとの点検評価、及び地球温暖化実行計画「区域施策編」における取り組み施策の推進状況の点検・評価を毎年行います。

環境基本計画の指標と点検・評価

個別目標 5 地球温暖化問題に対応できる暮らしをつくる

点検評価項目	目標	基準	データソース	評価頻度
温室効果ガス排出削減率	2030 年度 55%削減	2013 年度 368kt・CO ₂	みどり東京・温暖化防止プロジェクトなど	年 1 回
電力消費量			経産省の電力調査統計(これまで 2022 年度と 2023 年度について市町村ごとに発表)	年 1 回だが、月ごとの統計がある

個別目標 9 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

点検評価項目	目標	基準	データソース	評価頻度
省エネ設備更新率	2030 年 50%	2013 年度	ゼロエミポイント	年 1 回
施策認知率	2030 年 90%	2025 年度	アンケート	年 1 回

地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の指標と点検・評価

施策	2030 年度目標	評価指標	データソース	評価
省エネ効果の高い設備への切り替え	冷暖房設備の更新率 50%	省エネエアコンの販売量	東京都ゼロエミポイント	年 1 回
省エネ車や EV への切り替え	電動車の新車販売比率 60%	電動車新車登録比率	次世代自動車振興センター	年 1 回
	EV の新車販売比率 10%	電気自動車保有台数	自動車検査登録情報協会、全国軽自動車協会連合会(特注)	年 1 回
省エネ性能の高い建築物の普及	断熱改修件数 20%	断熱建築申請件数	東久留米市の建築確認申請	年 1 回
太陽光発電設備の導入	2030 年に新築建物の設置率 75%	新築の設置率とストックの設置率	経済産業省固定価格買取制度設備容量(市町村別)と、電力消費量(電力調査統計、市町村別)から推計	設備年 4 回、電力消費が年 1 回

施策	2030 年度目標	評価指標	データソース	評価
CO2 排出量の少ないエネルギーへの切り替え	脱炭素電力契約比率 20%	低炭素電力事業者契約比率	アンケート	年 1 回
蓄電池の効果的な利用	戸建て住宅の 1/3	新築住宅・中古の設置件数	東京都の補助金申請数	年 1 回
GHG の見える化を進める	HEMS 相当で戸建て住宅の 1/3	新築住宅・中古の設置件数	東京都の補助金申請数、その他	年 1 回
エコドライブや円滑な交通流・物流	交通量の削減率 1%/年向上	自動車の道路交通量	交通センサス（交通量調査）	5 年 1 回 年 1 回
廃棄物削減に向けた 3R の徹底	ごみの排出量 700g/人・日	ごみ排出量原単位	東久留米市一般廃棄物処理基本計画進捗	年 1 回
ノンフロン機器への転換や適正管理	廃棄時のフロン回収率 70%	フロン回収量	フロン排出抑制法データ	年 1 回
情報提供や相談窓口の設置	市民の施策認知率 90%	取り組み施策の認知率	アンケート	年 1 回